

第 11 章 公益施設用地

(公益施設用地)

- 第 73 公益施設用地は、位置・擁壁・配水路・地盤高・進入路・法面・石積・植樹等の点について、当該公益施設の建設計画の趣旨にふさわしい形状に造成するものとする。
- 2 公益施設用地の造成計画については、関係部局と十分な協議を行うものとする。

第 12 章 雑 則

(自然地の保存、回復)

- 第 73 の 2 開発区域内において保存すべき自然地は、自然林、地域のランドマークとなりうる樹木及び樹林並びに池沼、河川と接する樹林等を対象とするものとする。
- 2 保存すべき自然地は、地形及び植生を考慮して、樹林の安定した生育が確保できる規模のものとする。
- 3 開発によって生じた法面等の裸地は、防災上支障のない限り、安定した自然を回復するため、植樹等により樹林の形成を図るよう努めるものとする。
- 4 植栽する樹種の選定には、潜在自然植生構成種を考慮するものとする。

(空閑地の緑化)

- 第 73 の 3 独立住宅以外の建設を目的とする開発事業における空閑地の緑化の植栽量については、次の式により求められる数量を基準とするが、敷地及び建物の形態等を考慮して決定するものとする。なお、植栽計画にあたり高木：中木：低木＝1：3：15 及び低木：地被植物（草本性植物は除く）＝1：5（本数換算）の読替えを可能とする。ただし、原則として高木がなくなる読替えはしないものとする。

高木（高さ 3.0m 以上）本数＝植栽本数算定面積×1 本／10 m² 以上

低木（高さ 0.3m 以上～1.0m 未満）本数＝植栽本数算定面積×5 株／1 m² 以上

植栽本数算定面積は、

ア 指定建ぺい率 60% 以下の場合

$$\text{開発区域面積（又は敷地面積）} \times (1 - \text{基準建ぺい率}) \times \frac{3}{10}$$

イ 指定建ぺい率 80% の場合

開発区域面積（又は敷地面積）× $\frac{5}{100}$ とする。

2 区域内に現存する樹木は可能な限り保存や移植に努めること。

（建築物の緑化）

第 73 の 4 独立住宅以外の建設を目的とする開発事業においては開発区域内の建築物の屋上や壁面の緑化を図れるよう、併せて集合住宅においては草花等によるベランダ緑化を図れるよう構造上配慮するものとする。

（適用の特例）

第 74 この基準に適用することが、開発区域の地形、地質、開発の規模、付近の状況、その他から著しく不相当と認められる場合には、市長は、特別の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

1 この改訂技術基準は、昭和 49 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この改訂技術基準の施行期日までに、開発事業の施行に関して、行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のもの又は市長が特に必要と認めるものは、従前の例による。

（現技術基準の廃止）

3 現技術基準（昭和 45 年 12 月 1 日）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この技術基準は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この技術基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。

ただし、市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この技術基準は、昭和 57 年 12 月 10 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この技術基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この技術基準は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この技術基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この技術基準は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この技術基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この技術基準は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この技術基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この技術基準は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この技術基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。